

アクタガワ介護福祉士実務者研修講座 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者(以下「当社」という。)が実施する。

株式会社 アクタガワ

静岡県静岡市駿河区馬淵一丁目8番1号

(研修の名称及び会場)

第2条 研修の名称は次のとおりとする。

「アクタガワ介護福祉士実務者研修講座」

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目13-4

芥川ビル 4階・5階会議室

(開講目的)

第3条 高齢者の増大かつ、多様化する介護ニーズに対応した質の高い介護サービスを提供するため、介護福祉士養成における資質向上を図る観点から、必要かつ専門的な知識、技術を修得し、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

(研修の課程及び形式)

第4条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業(以下、「研修」という。)を実施する。

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

(受講資格)

第5条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士を目指す者
- (2) 心身ともに健全である者
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者

(開講期間)

第6条 研修の入所時期は開講日とする。

(定員等)

第7条 受講の定員等については下記のとおりとする。

- (1) 1学年の定員 20名
- (2) 学級数 1学級

(3) 1学級の定員 20名

(4) 修業年限 6ヶ月

(受講料)

第8条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格者	194,400円(テキスト代含む、税込)
訪問介護員2級課程修了者	172,800円(テキスト代含む、税込)
介護職員初任者研修修了者	172,800円(テキスト代含む、税込)
訪問介護員1級課程修了者	75,600円(テキスト代含む、税込)
介護職員基礎研修修了者	32,400円(テキスト代含む、税込)

(受講申込手続き)

第9条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。

(受講申込締切)

第10条 受講申込締切日は開講の2週間前とする。ただし、受講申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、この限りではない。

(受講の手続き)

第11条 受講料の納入は、受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第12条 納入された受講料の返還はしない。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

(受講生の本人確認)

第13条 受講生の本人確認は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の受講申込書に身分証の写しを添付する。
- (2) 受講生はスクーリング開講初日に公的証明書等を持参し、事務職員が原本確認を行う。
- (3) 受講生はスクーリングごとに、出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 14 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別紙 1 のとおりとする。ただし、他研修の修了認定書を提出すれば、学則別紙 1 に記載の該当科目の免除を受けることができる。

(研修の評価)

第 15 条 研修修了の認定方法は次のとおりとする。

(1) 学習評価は次の通りとする。

- ①前条に定めるカリキュラムの全課程を履修し、②通信課題は提出期限を厳守し、添削して 7 割以上の得点であること。③実技・演習での技術習得が認められること。
- ④スクーリング(介護過程Ⅲ及び医療的ケアの演習)においては、出席時間数が定められた時間数の 3 分の 2 以上であること。

(2) 評価の基準は次の通りとする。

全課程を修了した時点で、同上(1)の評価と受講態度を総合的に評価し、A(90 点以上)・B(80～89 点)・C(70～79 点)・D(70 点未満)の 4 段階で評価し、C 以上で評価基準を満たしたものとして設定する。ただし、D 判定の者については別途補講を設け対応し、再度評価をおこなう。

(研修修了の認定)

第 16 条 研修修了の認定は、第 14 条に規定するすべての科目について履修し、修業年限に在籍した者に研修修了認定を行い、修了証明書を交付する。

(教職員の組織)

第 17 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 養成施設の長 | 1 名 |
| (2) 専任教員 | 3 名 |
| (3) 講師(介護過程Ⅲ) | 4 名 |
| (4) 講師(医療的ケア) | 4 名 |
| (5) 講師(課題添削) | 1 名 |
| (6) 事務職員 | 1 名 |

(欠席者及び補講)

第 18 条 遅刻及び早退は理由の如何に関わらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、事前の申し出により補講を受けることができる。
- 3 補講料は1時間につき2,160円(税込)とし、補講に係る料金は受講生が負担する。

(使用教材)

第19条 使用する教材は次のとおりとする。

一般財団法人 長寿社会開発センター
「介護福祉士養成 実務者研修テキスト(全9巻)」

(受講の取消)

第20条 受講生が次のいずれかに該当すると認められる場合は、当社の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意思がない者
- (4) その他、当社が不相当とみなした者

(退講)

第21条 前条の定めにより、受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

(修了証明書の再交付)

第22条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失等あった場合は、「アクタガワ介護福祉士実務者研修講座修了証明書再交付申請書」を当社に提出することで再交付を受けることができる。ただし、再交付手数料として1枚につき1,080円(税込)を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとし、本人確認のため公的証明書等を持参しなければならない。

(修了者の管理)

第23条 第16条の定めにより、研修を修了したことを認定され、修了証明書の授与を受けたものについて、当社が修了者台帳を作成し、永年管理する。

(個人情報保護)

第24条 当社が知り得た受講予定者及び受講生にかかる個人情報については厳正に管理をおこなう。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約に記載して当社に提出する。

(施行細則)

第 25 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がこれを定める。

(附則)

第 26 条 この学則は平成 28 年 7 月 1 日より施行する。

第 27 条 この学則の一部を改正し、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。